

4 事業費及び国庫負担額分類表

事業 主体別	区 分	工 事 費	事 務 費	事 業 費	国庫負担額	負 担 率	市 町 村 数
都 道 府 県	一 般 分	199,824,958	3,798,460	203,623,418	132,075,120	0.671	－
	離 島 分	658,925	14,427	673,352	519,356	0.800	－
	激甚災分	0	0	0	0	－	－
	計	200,483,883	3,812,887	204,296,770	132,594,476	0.671	－
市 町 村	一 般 分	34,982,100	1,495,118	36,477,218	23,221,282	0.674	391
	離 島 分	443,345	19,775	463,120	621,420	0.800	11
	激甚災分	35,825,185	1,146,804	36,971,989	32,790,442	0.929	58
	計	71,250,630	2,661,697	73,912,327	56,633,143	0.801	460 (446)
管 理 組 合	一 般 分	0	0	0	0	－	－
	離 島 分	0	0	0	0	－	－
	激甚災分	0	0	0	0	－	－
	計	0	0	0	0	－	－
一 部 事 務 組 合	一 般 分	745,699	26,642	772,341	490,032	0.667	3
	離 島 分	0	0	0	0	－	－
	激甚災分	0	0	0	0	－	－
	計	745,699	26,642	772,341	490,032	0.667	3
合 計	一 般 分	235,552,757	5,320,220	240,872,977	155,786,434	0.671	394
	離 島 分	1,102,270	34,202	1,136,472	1,140,776	0.800	11
	激甚災分	35,825,185	1,146,804	36,971,989	32,790,442	0.929	58
	計	272,480,212	6,501,226	278,981,438	189,717,651	0.706	463 (446)

- (注) 1 激甚災分とは、激甚災害特別財政援助額による嵩上対象事業をいう。すなわち、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害となった災害のうち、特別財政援助の交付対象となった事業をいう。
- 2 離島分とは、「離島振興法」、「奄美群島振興開発特別措置法」及び「小笠原諸島振興開発特別措置法」の適用を受ける地域の事業をいう。
- 3 市町村数の計の()書きは一般分、離島分及び激甚災分の重複を除いたものである。
- 4 国による代行分を含む。